

- 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>〔第一章～第五章 略〕</p> <p>第六章 暗号資産等の特則（第十七条）</p> <p>第七章 雜則（第十八条～第二十条）</p> <p>附則 (定義)</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第五章 同上〕</p> <p>第六章 雜則（第十七条～第十九条）</p> <p>附則 (定義)</p>
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一～十二 略〕</p> <p>〔十三 暗号資産 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。〕</p> <p>〔十四 電子記録移転有価証券表示権利等 法第二十九条の二第一項 〔号を加える。〕</p>	<p>第一条 同上</p> <p>〔一～十二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

第八号に規定する権利をいう。

十五～五十二　【略】

五十三　暗号資産関連取引　暗号資産に係る店頭デリバティブ取引若しくは暗号資産等の貸借又はこれらに類似する取引をいう。

五十四～七十　【略】

五十一～六十七　【同上】  
〔号を加える。〕

七十一　コリレーション・トレーディング　裏付資産又は参照資産等（第六十四号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第十四条の六及び第十四条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化証券等を参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が单一の債務者に係る債権であるポジション（单一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してもヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

七十二～七十七　【略】

（控除すべき固定資産等）

第二条　【略】

〔2～5　略〕

五十八～六十七　【同上】

六十八　コリレーション・トレーディング　裏付資産又は参照資産等（第六十一号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第十四条の六及び第十四条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化証券等を参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が单一の債務者に係る債権であるポジション（单一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してもヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

六十九～七十　【同上】

（控除すべき固定資産等）

第二条　【同上】

〔2～5　同上〕

6　前項に規定する有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める

6　前項に規定する有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める

率を乗じて得た額とする。

区分	率
「略」	「略」

(市場リスク相当額の算出)

第三条 「略」

〔2～4 略〕

5 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる五種類とする。

「一～四 略」

五 暗号資産リスク（暗号資産及びその派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「暗号資産等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）

率を乗じて得た額とする。

区分	率
「略」	「略」

(市場リスク相当額の算出)

第三条 「同上」

〔2～4 同上〕

5 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる四種類とする。

「一～四 同上」

〔号を加える。〕

〔6～8 略〕

(標準的方式)

第四条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第九条の二までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額、コモディティ・リスク相当額及び暗号資産リスク相当額の合計額とする。

〔2・3 略〕

〔6～8 同上〕

(標準的方式)

第四条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第九条までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額及びコモディティ・リスク相当額の合計額とする。

〔2・3 同上〕

4 前項のガンマ・リスク相当額は、各オプション取引等について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したものうち、負であるものの絶対値の合計額とする。

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times VU^2$$

4 前項のガンマ・リスク相当額は、各オプション取引等について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したものうち、負であるものの絶対値の合計額とする。

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times VU^2$$

(注)  $VU$ は、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

原資産の区分	$VU$ の算出方法
〔略〕	

(注)  $VU$ は、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

区分	率
〔略〕	

「略」	「略」	「略」
「略」	「原資産の時価額×十五パーセント」	「コモディティ等」

〔5～11 略〕

(暗号資産リスク相当額)

第九条の二 暗号資産リスク相当額は、暗号資産等について、暗号資産等ごとに算出したネット・ポジションの時価額に百パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

2 暗号資産リスク相当額の算出に当たっては、同一の暗号資産等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には当該ポジションの対当額を相殺することができる。この場合において、相関係数が十分の九以上であることを説明した書類を保存しなければならない。

「略」	「十八パーセント」	「コモディティ等」
「条を加える。」	「」	「」

(乗数)

第十一条 【略】

2|| 前項の規定にかかわらず、暗号資産等に係る市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数に応じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
九 八 七 六 五 四 三 二 一 零 十以上	
二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 ・ · · · · · · · · · · ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 八 五 七 五 六 五 五 ○ 四 ○	

(乗数)

第十一条 【同上】

「項を加える。」

3|| 前二項に規定する超過回数が五回以上十回未満の場合において、

、当該超過回数のうちに市場の特殊要因等に起因すると認められるものがあるときは、当該回数から当該特殊要因等に起因する

2|| 前項に規定する超過回数が五回以上十回未満の場合において、

、当該超過回数のうちに市場の特殊要因等に起因すると認められるものがあるときは、当該回数から当該特殊要因等に起因すると

と認められるものを控除することができる。

4||  
〔略〕

(市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の承認の基準)

第十三条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

〔一～四 略〕

五 マーケット・リスク・ファクター（市場リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号及び次号において同じ。）については、金利、株式、外国為替、コモディティ及び暗号資産に関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

〔六・七 略〕

八 金利、株式、外国為替、コモディティ及び暗号資産の各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九 〔略〕

認められるものを控除することができる。

3||  
〔同上〕

(一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の承認の基準)

第十三条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔一～四 同上〕

〔一～七 同上〕

五 マーケット・リスク・ファクター（市場リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号及び次号において同じ。）については、金利、株式、外国為替及びコモディティに関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

〔六・七 同上〕

八 金利、株式、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九 〔同上〕

(取引先リスク相当額の算出)

第十五条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし

、第十四条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。

一次の表に掲げる取引（現先取引及び貸借取引を除く。）の区分及び期間の区分に応じ、同表に定める掛目を想定元本の額に乗じて得た額（以下この条において「アドオン」という。）及びこれらの正の値をとる再構築コストの額の合計額

暗号資産関連取引		貴金属関連取引		取引	期間	掛目（パーセント）
五年超	一年超 五年以下	五年超	一年超 五年以下			
十五 〇	十二 〇	八 ・ 〇	七 ・ 〇	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(取引先リスク相当額の算出)

第十五条 「同上」

一次の表に掲げる取引（現先取引及び貸借取引を除く。）の区分及び期間の区分に応じ、同表に定める掛目を想定元本の額に乗じて得た額（以下この条において「アドオン」という。）及びこれらの正の値をとる再構築コストの額の合計額

〔略〕		貴金属関連取引		取引	期間	掛目（パーセント）
五年超	一年超 五年以下	五年超	一年超 五年以下			
		八 ・ 〇	七 ・ 〇	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔略〕

〔（注1）～（注3） 略〕

二 〔略〕

三次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額

資産等

与信  
相当額

〔略〕

〔略〕

〔略〕

暗号資産

信用取引資産

帳簿価格

帳簿価格

〔（注1）～（注10） 略〕

〔四・五 略〕

〔2～9 略〕

〔（注1）～（注3） 同上〕

二 〔同上〕

三次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額

資産等

与信  
相当額

〔略〕

〔略〕

〔略〕

信用取引資産

帳簿価格

帳簿価格

〔（注1）～（注10） 同上〕

〔四・五 同上〕

〔2～9 同上〕

(承認の基準)

第十五条の四 所管金融庁長官等は、期待エクスポート・ジャーワー方式の使用について第十五条の二第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

〔一〇八 略〕

九 金利、為替、株価、コモディティ価格、暗号資産価格その他の期待エクスポート・ジャーワー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

〔十〇十三 略〕

(基礎的リスク相当額の算出)

第十六条 基礎的リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。

(承認の基準)  
第十五条の四 [同上]

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポート・ジャーワー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

〔十〇十三 同上〕

(基礎的リスク相当額の算出)

第十六条 基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用（販売費、一般管理費及び金融費用（現先取引費用を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得た額とする。

〔号を加える。〕

一 計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用（販売費、一般管理費及び金融費用（現先取引費用を除く。）をいう。第二項及び第三項において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得た額とする。

四分の一を乗じて得た額

二 暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保有又は管理をする場合にあっては、次のイ及びロに掲げる額のうちいず

〔号を加える。〕

れか大きい額

イ 算出基準日において、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報報を、當時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法（以下「コールド・ウォレット等」という。）により管理されていない、又は管理されていることを確認できない暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の時価額の合計額

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日において、コールド・ウォレット等により管理されていない、又は管理されていることが確認できない暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の時価額の合計の平均値

〔略〕

3 2 営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。

〔一〇六 略〕

4 基礎的リスク相当額（第一項第二号に掲げる額に係るものを除く。）は、計算を行う日の属する月の前々月以前の満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。

〔同上〕

3 2 前二項に規定する営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。

〔一〇六 同上〕

4 基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が一年に満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。

〔章を加える。〕

(暗号資産等の特則)

第十七条 第三条、第十五条、第十五条の二及び前条の規定にかかわらず、一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超える場合には、その超える額を当該合計額から控除することができる。

〔条を加える。〕

第七章 雜則

第十八条～第二十条 「略」

第六章 雜則

第十七条～第十九条 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和 年 月 日から適用する。

(内部管理モデル方式に関する経過措置)

第二条 暗号資産等に係る市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式を用いる場合において、

第十二条第一項の承認申請書についてこれに代わる届出書を提出した者であつて、第十三条第二項に規定する定性的基準（同項第一号及び第七号に掲げるものに限る。）及び同条第三項に規定する定量的基準に該当する者は、この告示の適用の開始日から起算して二年を経過する日までの間（その間に第十条第一項の承認を受けたときは、当該承認を受けた日までの間）は、第十条第一項の承認を受けたものとみなして、同条第三項、第十条の二、第十三条の二及び第十四条の規定を適用する。この場合において、第十四条第一項第一号及び第二号中「承認申請書」とあるのは「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（令和二年金融庁告示

第 号）附則第二条第一項の届出書」とする。

2 前項の規定により、第十条第一項の承認を受けたものとみなされる者については、前項の内部管理モードル方式における乗数は、一・〇〇とする。